

教育こども委員会報告資料

報告第41号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

… P 1

報告第42号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

… P 2

「議案第174号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連報告について

… P 3

福岡市総合図書館ビジョン（第2次）の素案について

… P 4

庁用自動車による事故報告について（第一報）

… P 9

令和7年9月
教育委員会

報告第 41 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和 7 年 6 月 13 日に次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方

()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

3 請求の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、滞納学校給食費金 101,282 円を支払え。
 - (2) 相手方は、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方に対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和 7 年 3 月 11 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えの提起があったものとみなされたものである。

報告第 42 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和 7 年 6 月 13 日に次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方

()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

3 請求の要旨

- (1) 相手方が、本市に対し、滞納学校給食費金 83,687 円、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金等を支払うことを命じた仮執行の宣言を付した支払督促を認可する。
- (2) 督促異議の申立て後の訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方に対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和 7 年 2 月 26 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方が督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えの提起があったものとみなされたものである。

「議案第174号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連報告について

1 改正の理由・内容

照葉北公民館の移転に伴い、その位置を改める必要があるため。

2 施行期日

教育委員会規則で定める日

○福岡市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現 行	改正案																
本則（略） 附則（略）	本則（略） 附則（略）																
別表第 1	別表第 1																
<table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>福岡市照葉北公民館</td><td>福岡市東区香椎照葉三丁目</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	名 称	位 置	略		福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目	略		<table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>福岡市照葉北公民館</td><td>福岡市東区香椎照葉七丁目</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	名 称	位 置	略		福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉七丁目	略	
名 称	位 置																
略																	
福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目																
略																	
名 称	位 置																
略																	
福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉七丁目																
略																	
別表第 2（略）	別表第 2（略）																

福岡市総合図書館ビジョン（第2次）の素案について

1 趣旨

福岡市総合図書館では、「福岡市総合図書館新ビジョン」（平成26年6月策定）（以下「第1次ビジョン」という。）に基づき、「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」を目指し、様々な施策を推進してきた。

第1次ビジョンの取組期間が令和7年度で満了することから、今後目指すべき福岡市総合図書館のあり方を定める「福岡市総合図書館ビジョン（第2次）」（以下「第2次ビジョン」という。）の検討を現在進めており、素案について報告するもの。

2 第2次ビジョンの位置付け

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）」に規定される「図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」として策定する。

3 第2次ビジョンの取組期間

令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とする。

4 検討経緯

福岡市総合図書館運営審議会に令和6年10月に諮問を行い、審議会において、以下のようなかこれまでの取組や利用状況などを踏まえて、課題を整理しながら第2次ビジョン（素案）について協議を行った。

（1）第1次ビジョンのこれまでの取組

様々な図書館サービスの充実に取り組み、利便性が向上した。

- 分館の移転・新設整備（H28 東図書館移転、R3 早良南図書館開館、R4 南図書館改築）
- 開館時間の拡大（H28 総合図書館、東図書館、R3 早良南図書館）
- 市内商業施設等への返却ポストの設置（H26 木の葉モール橋本 など）
- 団体貸出先の拡大（H25 344 団体 → R6 484 団体）
- 学校図書館支援センターの開設（R6 学校図書館への相談等対応 179 件）
- 図書館イベントの充実（H25 809 回 → R6 1,220 回）
- ICT技術を活用したサービスの充実（R3 電子図書館開館、R5 デジタル貸出カード開始、R6 蔵書探索 AI、ウェブ書棚導入、R6 学習室座席オンライン予約導入）

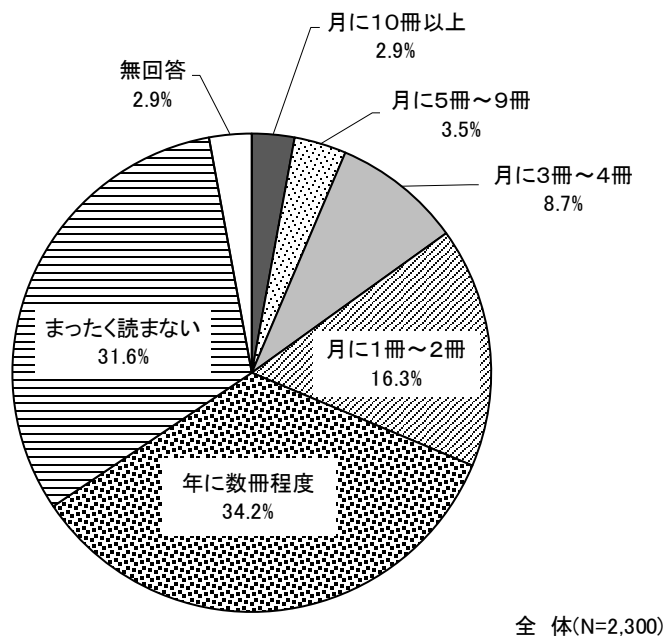
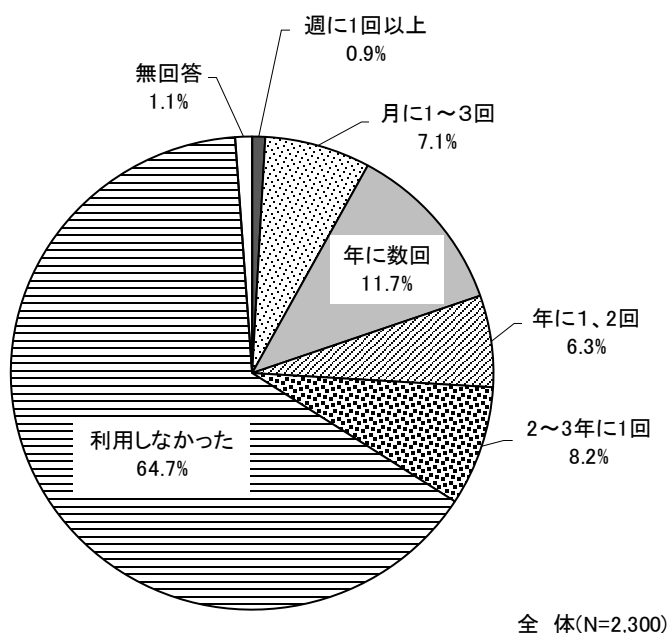
(2) 第1次ビジョン事業計画における成果指標と利用状況の推移

指標・数値目標		初期値 (H25 年度)	中間値 (H30 年度)	最新値 (R6 年度)	目標値 (R7 年度)
成果 指標	利用者の図書館サービス満足度(%) (利用者アンケート)	75.5	88.9	90.1	90.0
利用 状況 の 数 値 目 標	個人貸出冊数(冊)	4,633,083	4,108,973	3,552,997	4,800,000
	貸出利用者数(人)	1,290,720	1,214,402	1,085,597	1,400,000
	入館者数(人)	(未計測)	(未計測)	2,230,054	3,500,000
	新規登録者数(人)	29,915	24,712	25,077	30,000

成果指標である図書館サービス満足度については、計画当初から順調に上昇し、目標を達成している。しかしながら、情報化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の影響を経て、インターネットを介した様々な行動の変化や紙媒体出版物の市場規模縮小などにより、個人貸出冊数、貸出利用者数などの利用状況は、計画当初よりも減少しており、目標の達成は難しい。

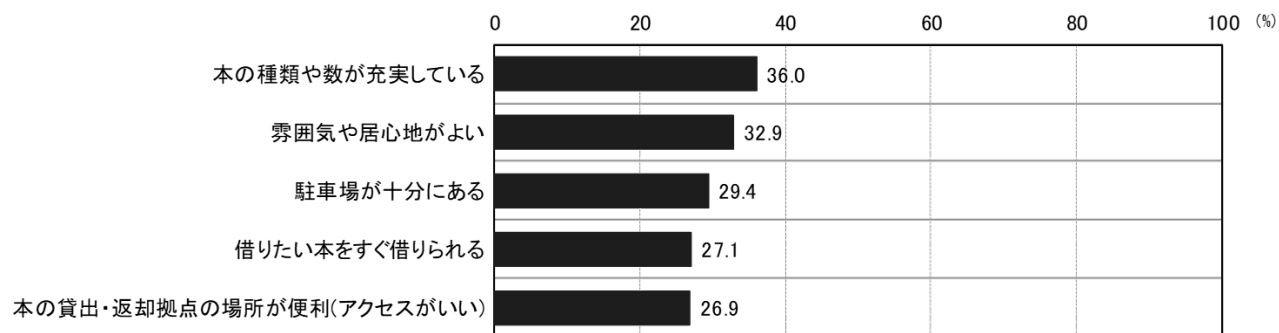
(3) 「令和6年度 市政に関する意識調査(図書館)」(抜粋)

① 過去3年間の図書館の利用状況、平均読書冊数



過去3年間に図書館を『利用した』は34.2%で、一方「利用しなかった」は64.7%にのぼる。また、平均読書冊数では「年に数冊程度」が34.2%で最も多い。

② 図書館をより魅力的にするための充実が必要なサービスや設備（上位5位）



「本の種類や数」や「図書館の雰囲気や居心地」など、快適に本を楽しめる場所としての図書館づくりや利便性の向上、図書館本来のサービスの充実が求められている。

（４）「福岡市教育振興基本計画」「福岡市子ども読書活動推進計画」に基づく取組

子どもの読書活動は、豊かな心を育成するためにも重要であり、「福岡市教育振興基本計画」や「福岡市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組んでいる。令和6年度の生活習慣・学習定着度調査によると、読書が好きな児童生徒の割合は、児童が79.0%、生徒が60.5%である。

5 第2次ビジョンの素案

別添「第2次ビジョンの主な内容」のとおり

6 今後のスケジュール

令和7年 9月	10月～	令和8年 2月	3月	4月～	6月
素案 教育こども 委員会報告	原案等 作成	原案 教育こども 委員会報告	パブコメ 実施		成案 議会報告

第2次ビジョンの主な内容

1 策定の趣旨

2 策定の背景（本市の動き、国の動き）

3 ビジョンの枠組み（第2次ビジョンの位置付け、取組期間）

4 これまでの取組

5 福岡市総合図書館の課題

① 誰もが利用したくなる、快適な図書館づくり

- 個人貸出冊数、貸出利用者数の減少
- 障がい者、高齢者、日本語を母国語としない方等への配慮
- 図書館利用のきっかけづくり
- 大規模改修に合わせた本館・分館の快適な空間づくり

② 図書館機能・サービスの向上

- バランスのとれた資料収集
- 図書サービスの周知・PR
- デジタル化・ICT化
- 資料の整理保存と活用

③ 子どもの読書活動の支援

- 福岡市子ども読書活動推進計画に基づく読書活動支援
- 学校図書館への支援

6 基本理念

「未来へつなげる知のひろば」

「市民一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている社会」の実現に向けて、市民にとって、生涯にわたって気軽に利用でき、多様な「知りたい」に応える「知のひろば」を目指す。

7 図書館像

基本理念の実現に向けて、次の3つの図書館像を定めるもの。

図書館像1 みんなにつなげる ～誰もが本との楽しい時を過ごせる図書館

図書館像2 知識につなげる ～さまざまな知的好奇心に応える図書館

図書館像3 夢につなげる ～子どもの豊かな心を育み、支える図書館

8 今後の取組の基本方針

図書館像1 みんなにつなげる ～誰もが本との楽しい時を過ごせる図書館

《基本方針1》 誰もが利用しやすいサービスの提供

- 読書バリアフリーの観点を踏まえ、年齢、言語、障がいの有無などにかかわらず、誰もが楽しめるサービスや図書資料の充実を図る。

《基本方針2》 居心地のよい空間づくり

- 訪れた市民がくつろいだ時間を過ごせるように、ハード面・ソフト面のサービスの充実や工夫を図る。

図書館像2 知識につなげる ～さまざまな知的好奇心に応える図書館

《基本方針3》 図書資料・情報の幅広い収集・保存

- 市民一人ひとりの学びを支え、幅広い知的好奇心に応えるため、様々な分野での図書資料の着実なバランスのとれた収集・保存に努める。

《基本方針4》 レファレンスサービスの充実

- 市民と本をつなげるため、レファレンスサービスの充実や周知強化を図る。

《基本方針5》 デジタル化によるサービスの向上

- デジタルアーカイブなど、技術の進歩を取り入れながら、利用者サービスの向上に努める

《基本方針6》 文書資料、映像資料の収集・保存と活用

- 資料の収集・保存を行うとともに、講座などにより市民への周知を図る。

図書館像3 夢につなげる ～子どもの豊かな心を育み、支える図書館

《基本方針7》 子どもや保護者を対象とした取り組みの充実

～福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）の推進

- 子どもの年齢や発達・特性などに応じた読書習慣の形成を支援し、将来にわたって一人ひとりがいつでも読書の楽しさに触れることができる機会の推進に取り組む。

《基本方針8》 学校図書館との連携強化

- 子どもの成長や学びを支える教育環境の充実のため、学校図書館との連携を強化する。

9 第2次ビジョンの推進に向けて

第2次ビジョンの着実な推進を図るため、具体的な施策・事業については「5年ごとの個別の事業計画」を別途策定する。各事業計画においては、成果を分かりやすく示すため必要に応じて、成果指標及び数値目標を設定する。

事 故 報 告 書 (第 一 報)

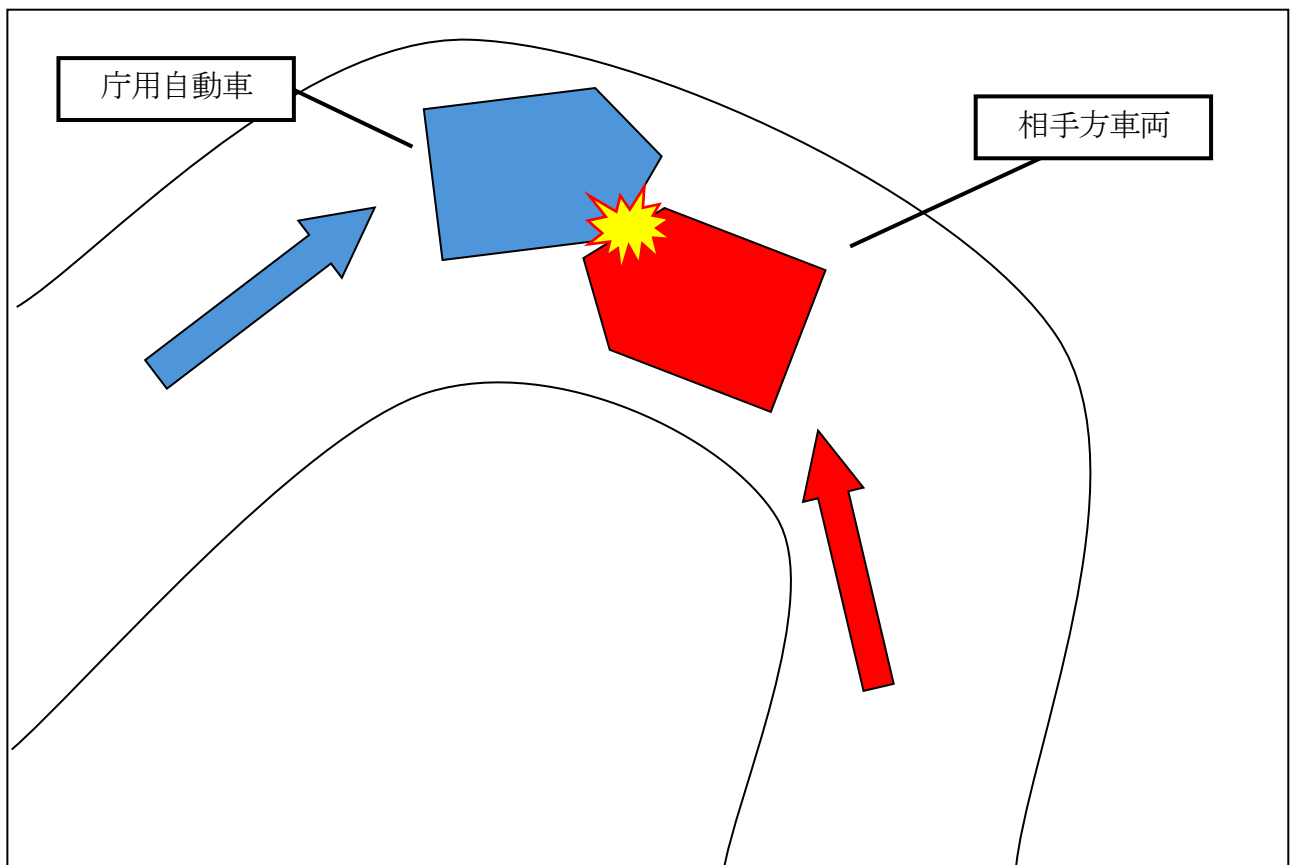
事故発生日時	令和 7 年 8 月 27 日 (水曜日) 午後 0 時 40 分頃 天候 : 晴		
事故発生場所	福岡市西区大字玄界島 福岡市立玄界小中学校付近		
相 手 方	住 所	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
	氏 名	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
事故の概要	令和 7 年 8 月 27 日午後 0 時 40 分頃、福岡市立玄界中学校の教諭が、教材の受領のため、庁用自動車にて福岡市営渡船玄界島旅客待合所へ向かって走行していた。 玄界小中学校南側の見通しの悪いカーブに進入した際、同時にカーブに進入してきた対向車に気づくのが遅れたため、回避が遅れ、庁用自動車右前方部と、相手方車両の右前方部が衝突し、庁用自動車、相手方車両とも車両前面に損傷が生じたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	フロントグリル・バンパー、ボンネット、右前ヘッドライト
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	フロントグリル・バンパー、右前フェンダー、ヘッドライト、タイヤ
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中			

事故現場見取り図

地図



平面図



事故車両写真

【写真1】相手方車両損傷状況



【写真2】庁用自動車損傷状況

